

平成29年度事業報告書
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

I. 会員数（平成30年3月31日現在）

1. 総会員数	140	正会員	113社
		賛助会員	27社・団体（企業19・団体8）
2. 入退会状況		入会	5社（正会員4・賛助会員1）
		退会	5社（正会員5・賛助会員0）
		対前年度増減数	0社

II. 具体的事業

1. 訪問販売取引適正化事業

（1）事業者向け教育啓発事業

1) 各種教育啓発

イ. 自主行動基準関係

・改定自主行動基準の周知

本年度は、前年度に、高齢者等弱者の利益保護増進を目的として、「勧誘に際しての配慮義務」と「契約確認を適切に行うための社内体制の整備」に係る規定を、「訪問販売企業の自主行動基準」に追加したことを踏まえ、企業セミナーや懇談会等においてこれを周知するとともに、「消費者志向チェックリスト調査票」の調査項目にも追加し会員の消費者志向体制確立の促進に努めた。

＜前年度において「訪問販売企業の自主行動基準」に追加した項目＞

3. (1)

エ 勧誘の開始に際し、消費者が通常の判断力を有しているかについて注意をはらい、懸念されるときは、直ちに勧誘をやめ退去するか、自主行動基準を遵守しつつ適切な対応に努める。

サ 次に掲げる事項に該当する契約を締結しようとする場合は、当該勧誘が適切に行われているかを確認する仕組みを設ける等適切な対応に努める。なお、数量基準を設ける場合は、各会員等が関係法令、自社の実情等を踏まえ適切に定めるものとする。

- ・一定の分量、金額、回数を超える契約を締結する場合
- ・一定の年齢を超える消費者と契約を締結する場合
- ・生活の糧を年金に頼っている消費者と契約を締結する場合

・消費者志向チェックリスト調査の実施

本調査は会員の消費者志向体制の向上を目的に継続的に実施しているもので、今回で4回目を数える。本年度において会員へ配布した調査票は、従来の調査項目の1. 消費者志向経営方針、2. コンプライアンス体制、3. 販売員教育体制、4. 苦情対応体制、5. 販売マニュアルに加え、社会の要請の高い高齢者保護に係る項目として、「6. 高齢者等弱者保護体制」を追加したので、計84項目にわたる内容となった。集計分析は次年度において行い、とりまとめたデータは会員の消費者志向体制の向上に活用する。

＜本年度において「消費者志向チェックリスト調査票」に追加した項目＞

6. 自主行動基準（高齢者等の弱者保護の取組み）

6-79 勧誘開始に際し、消費者が通常の判断力を有しているかについて注意をはらうよう販売員を指導している。

- 6-80 訪問販売を行うに当たり、拒絶の意思を明示することが得意ではない消費者の存在に配慮するよう販売員を指導している。
- 6-81 正当な理由なく通常分量を著しく超える商品等を勧誘したと指摘されないよう販売員を指導している。
- 6-82 消費者の知識、経験及び財産の状況に等を考慮し、消費者に応じた対応をとるよう販売員を指導している。
- 6-83 消費者の判断力不足に乗じたと指摘される勧誘を行わないよう販売員を指導している。
- 6-84 一定の量・金額・回数を超える契約の締結等を行う場合に当該勧誘が適切に行われているかを確認する仕組みを設けている。

・法令違反会員の処分に係る規程の改定

平成28年6月に改正・公布された特定商取引に関する法律（平成29年12月1日施行）に合わせ、法令違反した会員に対する過怠金徴収のルールを定める法令違反会員の処分に係る規程の細則の一部を改定した。主な改定の内容は次の通りである。

<主な改定事項>

- 4条1項については、(1)～(3)の規定で定める処分の内容を法律の記載方法と合わせる改定を行い、(2)の規定に改正法で新設された業務禁止命令を加える改定を行った。
- 4条3項については、(2)の規定に改正法で延長された業務停止期間の13ヶ月～24ヶ月を加える改定を行った。
- 別表2のC欄については、改正法で追加された次の処分対象行為を加える改定を行った。
 - ・相手方消費者の年収、預貯金、借入状況等支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること
 - ・相手方消費者の意に反して貸金業者や銀行に連れて行くこと
 - ・相手方消費者に迷惑を覚えさせる仕方でクレジット（個別信用購入あっせん契約）や金銭の借入を勧誘すること
- 別表2のD欄については、業務禁止命令を加える改定を行った。

ロ. 各種セミナー及び研修等関係

・訪問販売コンプライアンスセミナー

本年度も東京、大阪の2地区で開催した。苦情の現状を踏まえ広く関係事業者へ呼びかけるため、開催案内状は、住宅リフォーム、瓦、シロアリ駆除、寝具、浄水器等を扱う事業者（製造・卸業者も含む）が加盟していると考えられる団体及び企業にも送付した。受講者数は2地区合計100名であった。

<開催日程>

地区	開催日	会場
東京	平成29年9月7日（火）	エムワイ会議室御茶ノ水
大阪	平成29年9月14日（木）	大阪コロナホテル

<内容>

- 13:00～13:20 受付
- 13:20～14:30 「特商法における訪問販売等の規制のポイントと処分事例」（70分）
講師：消費者庁 担当官
- 14:40～15:10 「訪問販売企業の自主行動基準—訪販協の自主的取組み—」（30分）
講師：(公社)日本訪問販売協会事務局
- 15:20～16:50 「苦情対応の重要性と対応—企業のリスクマネジメント」（90分）
講師：柴田CSマネジメント(株) 代表取締役 柴田 純男 氏

・消費者相談担当者講習会

消費者問題委員会の企画立案により第116回から第119回の4回、開催した。各回のテーマ及び講師等は次の通りである。

<第116回>

開催日：平成29年7月5日（木） 13:00～16:30

場 所：エムワイ貸会議室四谷三丁目 ルームE

受講者：19名

テーマ及び講師：

- ・「広告が勧誘となる要件－最高裁判決から学ぶ実務対応の在り方」（90分）

講師 内田・鮫島法律事務所 弁護士 染谷 隆明 氏

平成29年1月24日に最高裁が示した判決では、不特定多数の消費者に向けられた広告が勧誘に当たらないという従来の考え方を否定した。このため早速、消費者契約法第4条の逐条解説にその趣旨が追記された。広告が勧誘にあたるとした場合、その契約意思に影響を与えた広告は勧誘となり、当該勧誘に不実等があれば契約は取消せることになり、取消しが認定されれば、企業は既払金の返還に応じなければならない。これは企業にとって大きなリスクとなる。しかも、かねてより議論がされてきた特定商取引法の通信販売等の広告規制分野にも、同様の考え方が示される可能性は一段と高くなった。この裁判例を追いながら、広告と勧誘の関係性、実際にチラシやテレビショッピングの広告（不特定多数に向けられた働きかけ）のどの部分が勧誘にあたるのかその要件を考察するとともに企業のあるべき実務対応を考えた。

- ・「特定商取引法6条及び34条の禁止行為について」（90分）

講師 高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

特商法6条、34条の禁止行為（不実告知を除く）をテーマにおき、当該条項の解説、事例に基づくケーススタディを行い、その趣旨の理解を深めた。ポイントは、「故意に事実を告げない行為」の「故意」とはどのような行為をさし、どのような事項を告げないことが違法行為にあたるか。詐欺罪との関係性。その他、威迫勧誘、勧誘目的を告げず誘引した者へ公衆が出入りしない場所で勧誘する行為の違法性を考察した。

<第117回>

開催日：平成29年9月20日（水） 13:00～17:00

場 所：エムワイ貸会議室四谷三丁目 ルームE

受講者：19名

テーマ及び講師：

- ・「難クレーム対応の在り方を考える－行政相談窓口の現場から」（90分）

講師 （公社）全国消費生活相談員協会 週末電話相談室長 鈴木 春代 氏

近年、消費者の意識、価値観の変化に伴い苦情の内容も複雑・多様化した。こうした中、自己責任を回避し権利のみを強く主張するタイプの消費者が増加していることが相談の現場からみてとれる。行政相談窓口における豊富な経験から事例をもとに難クレームへの適切な対応の在り方を考察した。

- ・「平成28年改正・特定商取引法のポイント」（30分）

講師 高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

平成28年の特商法の改正では、罰則が大幅に強化された。業務停止の期間は最長1年から2年に伸長。また、業務停止を命ぜられた者に対し、同業務を継続したり新たに業務を開始することの禁止命令規定が新設されたほか立入調査等の範囲を親法人、子法人等へ

と広げた。当協会が作成したQ&Aをもとに改正のポイントを解説した。

・「特定商取引法3条及び3条の2、33条の2について」(90分)

講師 高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

特商法3条(訪問販売における氏名等の明示)及び3条の2(契約を締結しない旨の意思表示をした者に対する勧誘の禁止等)、33条の2(連鎖販売取引における氏名等の明示)をテーマに掲げ、当該条文の解説、事例に基づくケーススタディを行い法の理解を深めた。ポイントとしては、氏名等や勧誘承認を告げるタイミング、法と自治体等が作成するいわゆる「訪問販売お断りステッカー」との関係、連鎖販売についてはいわゆる「あとだしマルチ」(判例)等を解説した。

<第118回>

開催日：平成29年12月13日(水) 13:00~17:25

場 所：エムワイ貸会議室四谷三丁目 ルームC

受講者：17名

テーマ及び講師：

・「消費者志向の姿勢に問題あり-最近の苦情事例から」(60分)

(公社)日本訪問販売協会 消費者相談室

消費者志向はとりわけ対面販売の業務には必要不可欠な要素であり、企業トップにこの発想がなければ訪問販売での「商」は成立しない。協会相談室が受けた事例の中から、法違反とは言えないが企業の消費者志向の姿勢や考え方に問題が感じられる事例を紹介しながら問題点を探り、どこをどのように改善すべきかを検討した。

・「特定商取引法7条及び38条等の行政処分について」(90分)

講師 高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

訪問販売及び連鎖販売取引に対する行政処分の関連規定を学んだ。平成28年改正では、指示と業務停止の対象行為として、消費者の年収や預貯金等について虚偽申告をさせたり、意に反して貸金業や銀行等に連れていくこと、借入等をさせるために迷惑を覚えさせる勧誘行為が追加されたほか、業務停止期間の伸長や業務禁止命令などの規定が新設された。

・「消費者契約法-訪問販売業務で知っておくべき重要点」(90分)

講師 足立区消費者センター 消費生活行政アドバイザー 岡田 ヒロミ 氏

消費者契約法は、消費者と事業者の間には情報力や交渉力に格差があることを前提とし、消費者利益の保護を図ることを目的に平成12年4月に制定され、不当な勧誘行為により締結した契約を取消せる権利を消費者に与えた。不当勧誘があったことの立証責任は消費者に課したが、相談現場におけるクーリング・オフ経過後の解約交渉は以前より容易になったといえないか。また、平成28年6月の改正では、過量販売契約の取消し規定等が盛り込まれ平成29年6月3日に施行された。同法の適用は店販、通販、訪販に関係なくすべての消費者取引に適用される。消費者苦情防止の観点から、訪問販売の業務において事業者が知っておくべき消費者契約法のポイントを解説した。

<第119回>

開催日：平成29年3月19日(月) 13:00~17:25

場 所：エムワイ貸会議室四谷三丁目 ルームE

受講者：23名

テーマ及び講師：

- ・「景品表示法と表示事例研究－適正な表示をつくる基本的考え方」（90分）

講師（公社）日本広告審査機構（JARO） 審査部長 橘 一 氏

近年、商品等の表示に対する規制は厳しくなった。消費者庁は昨年11月、痩身効果を標榜し商品販売を行っていた16社に対して、景品表示法5条（優良誤認）違反を認定し措置命令を行った。そして平成30年1月には、このうちの9社に対して、「商品を摂取するだけで容易に痩せられるかのような表示をしていた」として課徴金の納付命令を行った。JAROは、広告・表示の苦情を受け、問題のある表示を審査し改善を促すことを主な業務として活動をしている。景表法の基本部分の理解とJAROが受付けた事例をもとに適正表示の在り方を考察した。

- ・「法令研究－特定商取引法第9条の2（過量販売）について」（90分）

講師 高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

特定商取引法第9条の2の「通常、必要とされる量を著しく超える商品等の契約の解除と、行政処分の対象行為となる過量販売のポイントについて。規定創設の背景、過量販売が想定されるパターン、過量販売であっても契約解除の対象とならないケース、解除した場合の清算方法、行政処分の適用例など同規定の基本と事例研究を行った。

- ・「いわゆる次々販売という売り方の問題点」（仮題・60分）

講師（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）

理事・消費者相談室長 有山 雅子 氏

訪問販売は自宅で利用できる利便性があるが、執拗な勧誘が原因で解約苦情になることも。とくに高齢者の場合は、支払が滞れば問題の根は深い。お得意様だと思って継続的に取引していたつもりが、次々販売と指摘され過去の契約を全てキャンセルされたという事例さえある。次々販売とはなにか。NACSや消費者センター等は、過量販売の契約解除制度をどのようにとらえ、活用しているのか。次々販売の事例をどのような視点で対応しているのか。お得意様への販売と次々販売と異なる点に触れつつ、次々販売と指摘されないための対応を学んだ。

・野洲市 訪問販売事業者の登録進捗状況等説明会

開催日：平成29年7月11日（水） 12：45～14：00

場 所：エムワイ貸会議室四谷三丁目

議事概要：

滋賀県の野洲市（やすし）が、平成28年10月1日（経過措置期間は1年間）に開始した訪問販売事業者の登録制度による事業者登録の進捗状況と課題等を聞くため、市民部市民生活相談課員を招き当協会主催の説明会を開いた。野洲市内で訪問販売を行う事業者は市への登録が必要となるので、まずは、登録制度の根拠となる条例の制定の背景、目的、申請・手続の方法等を解説してもらった。ここでの質疑応答の内容は、協会ホームページへ掲載し協会全体で共有した。

・女性の活躍推進（ポジティブ・アクション）セミナー（協力：女性就業支援全国展開事業）

開催日：平成29年10月19日（木） 13：30～15：00

場 所：(公社) 日本訪問販売協会

受講者：11名

議事概要：

多くの女性が活躍する会員企業における女性の活躍推進を目的に開催。講師は(一財)女性労働協会の富尾木綾子氏。背景には、少子高齢化による人口減少・労働力不足等の問題があり、男女を問わず多様な人材が活躍できる「ダイバーシティ経営」の必要性がある。ダイバーシティ経営やワークライフバランスを実現するための課題や関係法令の説明や参考事例の紹介があった。講義の概要は、『季刊ダイレクトセリング2018年新春号(141)』に、「特集・女性の活躍推進とダイバーシティ経営」と題して掲載。

ハ. 電話法律相談会

本年度は2回行った。相談時間は1社あたり20分～30分。受付時間は13時00分～16時30分まで。回答者は弁護士の高芝利仁氏。

(1回目)

開催日：平成29年7月12日(水) 13:00～16:30

場 所：(公社) 日本訪問販売協会

議事概要：

質問4件のテーマは次の通りである。「契約は成立しているか。成立していないとする場合の論点は」「販売員がうっかり説明しなかった事項と重要事項不告知の該当性」「製品使用者(化粧品)からの肌トラブルへの対応の是非(因果関係の証明、慰謝料、治療費等について)」「都市ガスの小売自由化と特定商取引法の規制について」「太陽光発電契約書の商品欄の記載方法について、センター相談員よりこの程度の記載事項では足りない指摘されたことについて」

(2回目)

開催日：平成30年2月1日(木) 13:00～16:30

場 所：(公社) 日本訪問販売協会

議事概要：

質問6件。学習教材(消費者宅で書面をモバイルプリンタでプリントアウトして交付する場合の法的問題点)、健康食品(既払金を返金したが商品を返品しないお客様との解約トラブルの対応方法について)、健康食品(個人情報第三者提供の同意取り付けの方法について)、教材(契約後の商品の変更と規約について)、下着(婚姻されている未成年者の契約の問題について)。

二. 特定の商品等への対応懇談会

本年度は、太陽光発電懇談会を1回、特定商取引法研究会を2回、広告表示研究会を3回開催した。

・第9回太陽光発電システム懇談会

開催日：平成30年2月27日(火) 18:30～20:00

場 所：エムワイ貸会議室四谷三丁目 ルームC

参加者：21名(当協会11名(会員8、事務局3)、全国消費生活相談員協会10名)

議事概要：

今回は、公益社団法人全国消費生活相談員協会(全相協)のエネルギー問題研究会の所属メンバー(消費者センター消費生活相談員)と交流した。最初に業界側から太陽光発電システムの概要を説明しその後意見交換をすすめた。全相協サイドからは、複雑な仕組みをもつ太陽光発電システムに対する理解(とくに蓄電池の現状)をより深められた。また、企業サイドでは消費者目線の意見を聞くことができたので大変参考になったという声があった。

・特定商取引法研究会

本年度は連鎖販売取引をテーマに2回開催した。

<第11回>

開催日：平成29年7月21日（金） 14：00～16：00

場 所：エムワイ貸会議室四谷三丁目 ルームE

参加者：21名（会員）

議事概要：

全国消費生活相談員協会の相談責任者をゲストスピーカーに招き、最近の連鎖販売取引を巡る相談の概況について説明を受けた。2015年度のPIONEER情報における連鎖販売取引に関する相談件数は11,424件、前年度比で若干の減少となる。契約者はやはり20歳代多く、商品別では健康食品、化粧品、内職・副業他、ファンド型投資商品などの順で多いことなどが紹介された。また、マインドコントロールと指摘されることの問題点にも言及した。

<第12回>

開催日：平成30年3月28日（水） 13：30～15：30

場 所：エムワイ貸会議室四谷三丁目 ルームC

参加者：9社12名

議事概要：

連鎖販売取引に関する最近の特徴的な苦情事例及び最近の行政処分事例をもとに法の遵守及び適切な取引の在り方等について意見交換をすすめた。相談室事例では販売目的不明示と効能効果説明、書面不交付が問題点として揚げられた。また、処分事例は仮想通貨情報を提供する役務の提供を行う販売事業者が、目的不明示と概要書面不交付、不実告知が違法認定行為として指摘されたもの。いずれの事例も勧誘開始前の目的不明示と書面不交付で共通しているので、特に注意喚起すべき重要なポイントとして確認した。

・広告表示研究会

本年度は3回開催しこのうち1回は大阪で開催した。

<第8回>

開催日：平成29年 6月23日（金） 14：00～16：00

場 所：（公社）日本訪問販売協会

参加者：5名（会員）

テーマ：景表法等を取り巻く最近の動向

<第9回>

開催日：平成29年9月15日（金） 14：00～16：00

場 所：エル・おおさか

参加者：10名

テーマ：景表法等を取り巻く最近の動向

<第10回>

開催日：平成30年2月23日（金） 14：00～16：00

場 所：（公社）日本訪問販売協会

参加者：16名

テーマ：改正・医薬品等適正広告基準について

ホ. 適正取引推進のための早期啓発関係

消費者相談室で受け付けた事例のうち問題性があると考えられる事例については、当該

会員企業に対し適正取引推進に資する情報の提供及び注意喚起の機会を持った。

へ. 各種刊行物の作成頒布関係

改正・特定商取引法が平成29年12月に施行されることを踏まえ、事業者向け各法律テキスト類を改訂し発行した。また、これら改訂版の発行に先駆け、改正・特定商取引法のポイント（訪問販売、連鎖販売取引）をまとめたリーフレットを作成、配布し、施行前の早い時期より改正法の周知に努めた。

平成29年度中の配布部数は次の通りである。

・標準カリキュラム教材	4, 274部
・専門カリキュラム教材	4, 094部
・特定商取引法ハンドブック	6, 828部
・早わかり特商法ガイド【訪問販売のルール】	18, 381部
・改正・特定商取引法10のポイント（訪問販売）	35, 390部
・改正・特定商取引法のポイント（連鎖販売取引）	9, 150部

ト. 講師派遣関係（事業者向け）

本年度は3社の依頼に応じ合計3回講師を派遣した。受講者の合計は180名となる。

開催日	テーマ	参加者
平成29年8月23日（水）	特商法禁止行為	上位代理店50名
平成29年9月26日（火）	特商法全般	直営店30名
平成30年2月15日（木）	改正特定商取引法、処分例	販売員100名

チ. 事業活動に係る広報関係

・季刊ダイレクトセリング

当協会及び会員企業の自主的取組み等を周知するため広報委員会の立案により、年4回の定期刊行物として作成している。

配布先：会員企業、行政機関や消費生活センター、消費者団体、メディア等

体 裁：A4サイズ×12ページ

印刷部数：2500部×3季[夏、秋、新春の3号]、3500部[春号]⇒平成29年度合計11,000部

誌面構成：特集記事、ダイレクトセリングQ&A（相談事例解説）、インフォメーション（会員関連報、協会活動内容等のお知らせ等）、会員・賛助会員の名刺広告（夏と新春の2号）等を掲載。

掲載内容：今年度から下記の点を変更した。号数表記は、2017年7月発行の夏号より、通巻ではなく「年+季節（春・夏・秋・新春）」とした。ダイレクトセリングQ&A欄に、監修者である弁護士のプロフィール概要と顔写真を入れた。また、同欄に「訪問販売ホットライン（消費者相談室）」の電話番号も毎号掲載することにした。「INFORMATION」は協会及び業界関連情報欄で、「JDSAダイアリー」の項では発行前3カ月間の協会活動履歴を公表している。夏号から内部的活動（「協会関係」）だけでなく、「対外活動」も掲載するようになった。表紙の誌名に付している発行目的を「より良い訪問販売をめざして」から「より良い対面販売をめざして」に変更した等である。

【掲載記事の概要】

号 数	発行月	特 集	その他の記事等
2017年春 (138)	4月	・ダイレクトセリング企業が果たすべき社会的責任とは[解説:柴田CSマネジメント(株)柴田純男氏] ・会員活動事例[(株)ダスキン]	・訪問販売員指導者資格試験合格者数等 ・WFDSA世界大会案内
2017年夏 (139)	7月	・ダイレクトセリング企業の社会貢献活動を探る[解説:SOMPOリスケアマネジメント(株)福田隆氏]	・第38回通常総会報告 ・改正法案内等

2017年秋 (140)	10月	・ダイレクトセリング企業の社会貢献活動 会員事例[新生ホームサービス(株)/ノエビア]	・訪問販売ホットライ ン受付概要等
2018年新春 (141)	1月	・女性の活躍推進とダイバーシティ経営セミナー 概要 [(一財)女性労働協会 富尾木綾子氏]	・WFDSA世界大会概要 ・訪販業界売上高推計

・訪販協活動報告

本年度においても当協会の活動や行政の動向などを紹介することを目的として4回発行した。本年度は冊子の色を変更した。

・ホームページの活用(会員企業の「CSR・社会貢献活動」と「女性活躍支援」)

前年度の平成29年3月、当協会ホームページに会員企業の「CSR・社会貢献活動」及び「女性活躍支援」を紹介するページを開設した。趣旨は会員企業が展開している両活動等を周知し、ダイレクトセリング業界への理解促進の一端になることを期すためである。

本年度は9月に追加調査を行い、掲載数は「会員企業のCSR・社会貢献活動」が2社5活動増えて27社62活動、「会員企業の女性活躍支援」が2社5活動増の11社23活動になった。活動概略は、会員社ホームページの該当箇所にリンクするよう設定した。

また、両活動は『季刊誌ダイレクトセリング』の特集とも連携して取り上げた。「CSR・社会貢献活動」は2017年春号(138th)と同年夏号(139th)に解説を、同年春号(138th)と秋号(140th)に会員事例を、「女性活躍支援」は2018年新春号(141th)に解説セミナー概要を、同年春号(142th)に会員事例を掲載した。

次年度においても、内容等の充実を目指す。

<新設ページのバナー>

<ul style="list-style-type: none"> ●会員企業のCSR・社会貢献活動 参加企業数と活動分野数：27社62活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●会員企業の女性活躍支援 参加企業数と活動分野数：11社23活動 
--	---

・協会設立40周年記念事業の検討

2020年4月に迎える設立40周年記念事業を検討した。広報委員会では、消費者志向活動表彰制度の創設を検討するため、リスクマネジメントの専門家1名を加えた消費者志向活動表彰制度検討ワーキンググループ(WG)を設け、3回の会合をもち、消費者志向の取組みを進めている行政や団体等から現状説明を受けた。このほかフォーラムの開催や記念誌をつくることなどを検討。

<WGの開催状況>

開催日	内容
第1回WG 平成29年 10月18日(水)	<p>テーマ：「消費者志向経営の取組促進に関する検討会報告書について」(60分)</p> <p>講師：消費者庁消費者調査課長 澤井景子 氏</p> <p>内容：同検討会は、政府策定の「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定)に記載されている、「事業者が消費者を重視した事業活動、すなわち消費者志向経営を行うことが健全な市場の実現につながる」を根拠に、消費者志向経営を促進する方策について、具体的には、消費者志向経営とは何か、企業に与える効果とは何か、どのような対策を講じれば取組みが促進されるか</p>

	等の観点から検討をすすめる報告書を取りまとめた。
第2回WG 12月21日(木)	<p>テーマ：「ACAP消費者志向活動表彰」(60分)</p> <p>講師：消費者関連専門家会議(ACAP)専務理事 佐藤喜次氏</p> <p>内容：2015年度から「ACAP消費者志向活動表彰」制度を設け、企業や団体もしくは個人が行う活動のうち、消費者志向経営を推進し支援する観点から称賛に値するものを、「消費者志向活動章」として表彰している。つまり、企業を表彰し褒め称えるというのではなく、活動に称号を与えるというのが趣旨である。選考委員は外部の識者。表彰は、経団連及び消費者庁共済の消費者志向経営トップセミナーの会場において行う。</p>
第3回WG 平成30年 3月23日(金)	<p>テーマ：「サービスの価値と対価」(60分)</p> <p>講師：経済産業研究所 副所長 森川正之氏</p> <p>内容：貯蓄よりも消費志向の消費者はモノ支出よりもサービス支出を優先する傾向が強い。特に60歳以上の高所得層の女性はサービス消費への選好が顕著。高齢化の進展、女性の就労拡大を背景に消費のサービス化はより高まる。日本のサービスは質が高いがサービスは無料という意識があるため、サービスの質に見合った価格付けが難しい。小売りサービスを例にとると、ブランドを含め全く同一の商品が業態により異なる価格で販売されており、コンビニの価格はスーパーより1割以上高い。これは利便性というサービスに市場価値があるというエビデンスである。消費者の支払い意思が高いサービスを提供すれば、質にあった価格付けは可能はずだ。この論理から、自宅に居ながらにして販売品質の高いかつ専門的知識を有する販売員から商品情報を聞ける対面販売は、市場価値の高い利便性を提供していると言えるのではないか。</p>

2) 訪問販売員教育指導者資格制度

企業内における販売員教育体制の中核となる指導管理者に対する資格認定制度を実施した。受講者は「特商法」、「指導管理者に必要な事項」の講座を受講後に筆記試験を受け、合格者には協会から「訪問販売員教育指導者資格証」を交付した。合格基準は100点満点中70点以上を取得し、かつ、特定商取引法に関する問題について誤答が2問以内とした。本年度も前年度と同様、東京2回、大阪・福岡各1回(再受講は東京2回、大阪・福岡で各1回)を実施し、205名の受講者のうち100名(再受講者を含む)が合格。これで本制度創設以来、合格者は合計4,090名となった。

なお、各地区での受講状況及び本年度における最終の合格率は以下のとおりである。

<資格講座の受講状況>

- a. 東京(1回目) 開催日：平成29年12月4日(月)
場 所：全国家電会館 受講者数：73名(欠席2名)
- (2回目) 開催日：平成29年12月5日(火)
場 所：全国家電会館 受講者数：55名(欠席1名)
- (再受講1回目) 開催日：平成30年1月29日(月)
場 所：全国家電会館 受講者数：56名(欠席2名)
- (再受講2回目) 開催日：平成30年1月31日(水)
場 所：全国家電会館 受講者数：23名(欠席1名)
- b. 大阪 開催日：平成29年12月8日(金)

	場 所：大阪コロナホテル	受講者数：50名（欠席1名）
(再受講)	開催日：平成30年2月6日（火）	
	場 所：大阪コロナホテル	受講者数：21名（欠席1名）
c. 福岡	開催日：平成29年12月19日（火）	
	場 所：福岡朝日ビル	受講者数：23名（欠席1名）
(再受講)	開催日：平成30年2月8日（木）	
	場 所：福岡朝日ビル	受講者数：13名（欠席3名）
<合格率> 受講者数：205名、合格者数：100名（合格率：48.8%）		

3) 訪問販売員登録制度（「JDSA教育登録制度」）

この制度は、教育啓発を通じて販売員の資質の向上を図り、訪問販売取引の公正・適正化に資することを目的に協会創設当初から導入された制度である。平成25年度から、内容及び運用の見直しを行い、新たな制度として再スタートしている。当協会は正会員に対して標準となる教育カリキュラムを示し、正会員は当該標準カリキュラムに準拠した社内教育の内容を盛り込んだ教育計画書を作成・提出して事務局の承認を受け、承認された計画書に沿って販売員教育を実施して評価試験に合格した販売員を当協会に届け出る（協会に登録することとしている）。

本年度も同制度の普及に努め、会員傘下の販売員に係る資質の向上を図り、平成30年3月末現在の登録者数は41社402、735名となった。

(2) 不当な訪問販売に係る審査事業

本年度は倫理審査委員会を2回開催し、第91回では、正会員2社の取引方法に対する対応を検討し、1社に対し改善勧告を行った。なお、倫理審査委員会の開催に合わせ倫理管理委員会を開催し事前協議を行った。

	開催日	議題
第90回	平成29年6月5日(月)	1. 最近の業界の動静 2. 自主行動基準の改定 3. 特徴的な苦情事例
第91回	平成29年9月11日(月)	正会員2社の取引方法について

倫理審査委員会委員名簿（敬称略・順不同）

役職	氏名	所属
委員長	田口義明	名古屋経済大学 特別教授
副委員長	高芝利仁	高芝法律事務所 弁護士
委員	清水鳩子	主婦連合会 参与
委員	中村治嵩	中村法律事務所 弁護士
委員	松岡万里野	(一財)日本消費者協会 理事長

(3) 消費者向け啓発事業

1) 消費者啓発資料の作成配布

訪問販売に対する知識の普及とトラブル防止のために次の通り各種の啓発資料を全国の消費者関係機関等を通じ消費者へ配布した。

また、本年度は、若年層の世代の啓発を目的として、若者向けの冊子を3万部印刷し、次年度に配布する準備を整えた。

資料名	配布枚数
「知っ得!! 納得!? 訪問販売」(A4判・三ツ折)	9,627枚
JDSAが発行する販売員の登録証をお持ちですか?(玄関等貼付用)ステッカー	6,599枚

2) 啓発会議や講座等への参加・講師派遣（消費者・消費生活相談員）

地方自治体等の依頼を受け当協会より講師を派遣した。講座は消費生活相談員や啓発リーダー、一般消費者等が対象で、テーマは特商法と当協会の自主的取組み、苦情事例、苦情防止の方法など。本年度の各地区の啓発講座等への講師派遣の状況は次のとおりである。

開催日	主催	名称	対象
平成29年6月28日(水)	三重県消費生活センター	消費生活相談員等勉強会	相談員等
平成29年9月5日(火)	熊本県消費生活センター	相談員等勉強会	相談員等
平成29年9月8日(金)	新潟県消費生活センター	相談員等研修会	相談員等
平成29年9月21日(木)	岡山県井原市	消費生活問題研究協議会	消費者
平成29年9月27日(水)	福知山市消費生活センター	消費生活講座	消費者
平成29年10月12日(木)	城陽市	消費生活連続講座	消費者
平成29年11月2日(木)	山形県庄内消費生活センター	啓発リーダー等研修会	消費者
平成30年2月15日(木)	堺市	消費者力向上講座	消費者

3) 国及び自治体、関係団体主催の啓発講座への講師派遣事業

講師派遣規定に基づき当協会より講師を派遣する事業を実施した。派遣するに当たっては申出先機関と打合せを行い開催の目的及びテーマにそったテキストを作成し講義に臨んだ。

本年度において派遣した講座は次の通りである。

イ. 愛知県 消費生活相談員養成研修

日 時：平成29年10月25日(水) 10:00～12:30

場 所：ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）904号室

対 象：消費生活相談業務の従事希望者 約20名

議事概要：

愛知県消費生活相談員養成研修の一コマを当協会が担当した。テーマは「訪問販売に関わる相談の概要」。具体的には、特商法と自主的取組み（自主行動基準とくに「通常、過量に当たらないと考えられる分量の目安」と、特商法第9条の2の著しい過量販売契約の解除規定について）、訪問販売ホットラインの苦情相談の受付状況等を説明。受講者は消費生活相談員を目指す者約20名である。

ロ. 滋賀県野洲市 事業者向け研修講座

滋賀県野洲市からの依頼により、訪問販売事業者向けの研修講座に当協会の職員を講師として派遣した。当日は当協会の自主的な取組みと、特定商取引法の訪問販売に係る規制の概要を説明しコンプライアンスと消費者志向の重要性について理解を求めた。同市では、条例により同市内で訪問販売を行う事業者の事前登録を義務付けている。本年度は2回開催された。

(1回目)

日 時：平成29年8月24日(木) 13:30～15:30

場 所：コミュニティセンターやす

対 象：野洲市訪問販売登録事業者 25名

(2回目)

日 時：平成30年2月14日(水) 14:00～16:00

場 所：コミュニティセンターやす

対 象：野洲市訪問販売登録事業者 13名

2. 消費者苦情等問題解決及び被害救済事業

1) 消費者相談の受付・解決

イ. 電話相談

訪問販売ホットライン（消費者相談室）において訪問販売等に関する消費者等からの相談を受付け、助言及び調査等の対応をすすめた。また、企業からも自社が抱える事例に係る法的な

考え方や解決方針等の問い合わせにも応じた。

本年度の相談受付件数は374件で、前年比5.6%増となった。当協会相談室では、苦情の再発防止に資する趣旨から、消費者から寄せられた情報をもとに、相談の内容を問題性のあるなしに分け、問題性がある事例については、法的にどこに問題があったのかを分析・整理し、問題ごとに点数（最高10点）をつけ、四半期のレポートにより会員へ啓発・周知している。

本年度の全374件の相談の内、「問題性あり」とした事例が108件、「問題性なし」の事例は266件だった。割合にして「問題性あり」の事例が全相談中の28.9%を占めたが、前年度（36.4%）と比べて減少する傾向となった。会員企業に関する相談は100件で、全体の26.7%を占め、前年度（73件・20.6%）より増加している。問題性の有無を商品別で見ると、「問題性あり」の事例が多い商材の1位が「健康食品」、2位「新聞」及び「住宅リフォーム」、4位に「教材（含む指導付）」と続いた。

「問題性あり」とした事例の「問題発生要因」を見ると、「消費者志向に関する問題」が最も多く、これに「勧誘行為に関する問題」、「誘引に関する問題」が続く。なお、高齢者に焦点を絞って分析した結果、個人相談者の34.6%が60歳以上であり、契約当事者としても同年齢層が46.6%とほぼ半数を占める。又、高齢者が“契約当事者”として、自ら相談を申出る例も、前年度に続いて増える傾向にある。

ロ. 相談情報の活用

ホットラインで受けた相談の内容等を分析・整理し、それらのデータを季報や年報等に掲載することで同種苦情等の発生の防止に努めた。

2) 訪問販売業界ADR制度

消費者相談室で解決できない紛争案件は、「消費者取引紛争処理機構」（消費者苦情検討会・消費者取引紛争処理委員会＝第三者委員で構成）にかけ迅速かつ公平な解決を図るADR制度があるが、本年度は同制度に基づく案件はなかった。

3) 訪問販売消費者救済基金事業

会員事業者と消費者との間で締結された訪問販売契約に関し、契約の解除等を行い、既払金の返還を請求した消費者に対し、正当な理由なくその金銭が返還されない場合に、当該消費者に当協会が一定の金銭を救済給付することで消費者被害の救済を行う制度である。

本年度は、元正会員（平成27年10月5日退会）が当協会加入時に訪問販売により消費者と締結した契約が基金の適用を受ける可能性があることから、基金の仕組み等に関して、消費者や消費者センター、弁護士等からの問い合わせが入り、これに対し消費者相談室担当者が同制度の関連規則に則り、懇切丁寧な対応に努めた。また、基金の委員に対しては、適宜、問合せの現状等を報告するなどの対応に努めた。平成30年3月末時点での問合せ件数は58件。申請書の提出数は3件であったが、正式受理件数は0件となっている。

3. 関係機関との連絡調整及び業界実態の調査統計事業

1) 行政、内外関係機関等との連絡調整及び施策研究事業

イ. 経済産業省

・近畿経済産業局 企業ヒアリング

訪問販売の分野の企業にヒアリングを行いたいという依頼を受け、会員4社に対し近畿経済産業局がヒアリングを行った。

実 施：経済産業省近畿経済産業局消費経済課

趣旨等：経済産業省における今後の行政施策（主に産業振興面から）を検討すること。本ヒアリングは、平成29年度の当局独自の中小企業実態機能把握の強化「7（セブン）アクション」に位置づけられている。質問事項は、企業活動全般（業務内容、

人材育成・CSR活動・消費者保護の取組みの現状)にわたり、ビジョン、行政施策全般に対する要望等。

時期：平成29年6月以降

対象者：製造業、卸業、小売業。近畿管内（ケースによっては中部、中国、四国も可）に本社を置く企業。

・経済産業省関係担当者会議「人権に関する研修会議」

開催日：平成29年11月20日（月）

場所：経済産業省本館 地下2階講堂

議事概要：

中小企業庁主催の人権啓発の研修に参加。経済産業省の職員や地方公共団体の商工担当者及び関係団体の職員を対象としており、通年開催されている。主な内容は以下の通り。

- ・講演「企業にとって今、人権とは？」

(公財)人権教育啓発推進センター上級特別研究員 馬場 周一郎 氏

- ・パネルディスカッション

「行政や企業における人権教育・啓発の取り組み～具体的事例～」

パネリスト：

野村証券ダイバーシティ&インクルージョン推進室長 園部 晶子 氏

日本理化学工業(株) 代表取締役社長 大山 隆 氏

大阪府人権局人権擁護課 課長補佐 山野 忠 氏

ロ. 消費者庁

取引対策課の要請を受け当協会の自主的取組みの現状を説明した。

日時：平成29年12月12日（火） 13：30～14：30

場所：中央合同庁舎4号館6階会議室

説明の骨子：

倫理綱領の策定及び実践の推進、苦情の解決等、不当な訪問販売に係る審査等、消費者救済の措置等、訪問販売従事者の指導及び教育・登録等、消費者啓発。平成29年度以降の重点的活動。参考：会員による自主的取組み

ハ. 内閣府

・消費者委員会（委員間打合せ）

日時：平成29年5月16日（火） 15：30～17：30

場所：中央合同庁舎4号館8階会議室

議事概要：

消費者委員会の委員間打合せを傍聴するため事務局職員が出席。冒頭、特定商取引法施行令の一部を改正する政令案等について消費者庁担当官より説明、続いて質疑応答が行われた。

・第264回消費者委員会

同委員会事務局の要請を受け委員会において自主的取組みの現状を説明。趣旨は、先の特定商取引法専門調査会報告書の業界団体による自主規制の現状把握である。

日時：平成29年12月20日（水） 10：00～11：00

場所：中央合同庁舎4号館8階会議室

当協会が行った説明の概要：

倫理綱領の策定及び実践の推進、苦情の解決等、不当な訪問販売に係る審査等、消費者救済の措置等、訪問販売従事者の指導及び教育・登録等、消費者啓発。平成29年度以降

の重点的活動。参考：会員による自主的取組み

二. 公正取引委員会

事業者団体向け独占禁止法コンプライアンス説明会

日 時：平成29年6月21日（水） 15：30～17：30

場 所：中央合同庁舎6号館B棟 公正取引委員会大会議室

議事概要：

公正取引委員会主催の説明会に出席した。公正取引委員会では、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について調査を実施し、報告書を取りまとめ公表している。この説明会では、同法に抵触する活動の未然防止を図るため、事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるか等について示した「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（事業者団体ガイドライン）」の概要等について説明された。

- (1) 事業団体ガイドラインの概要（公正取引委員会 相談指導室）
- (2) 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について（公正取引委員会 事務総局 経済取引局）

ホ. 東京都

特商法に関する講習（事業者向け）

開催日：平成29年10月30日（月）

場 所：都民ホール

議事概要：

東京都主催の特商法講座に出席。本講習では特商法に関する基礎的知識から改正に向けての注意点などが講義された。特に新たに特商法の対象となる美容医療に注目が集まった。講師は弁護士の洞澤美佳氏。質問は休憩時間中に箱に紙を投函し、講師が選んだものだけ回答するシステム。タイムテーブルは以下の通り。

13：00～	開会・ガイダンス
13：05～15：15	特商法に関する解説
15：25～	特商法に関する解説
16：25～	特商法に関する解説及び質問回答
17：05～	東京都取引指導課より連絡事項
17：15	閉会

ヘ. 神奈川県

・神奈川県 「悪質な訪問販売 撲滅！ かながわ宣言」事業の賛同について

当協会は、神奈川県が行う高齢者等の保護活動の趣旨に賛同し、平成30年3月22日付文書によりこれを会員社へ周知するとともに自主的取組みに対する一層の理解、協力を仰いだ。

(背景)

県内の訪問販売に関する苦情相談件数が6,646件（平成28年度）となり、その半数近くが65歳以上の高齢者に関わるため、早急な対応が必要。

(趣旨)

法令遵守に向け自主的取組みをしている事業者団体による取組みをアピールすることで、当該賛同団体以外の事業者団体の自主的な取組みを促す機運を醸成し、同県内における悪質な訪問販売による消費者被害の未然防止を図ること。

(賛同団体)

(公社) 日本訪問販売協会、(一社) 全日本冠婚互助協会、神奈川県ケーブルテレビ協議会、神奈川県新聞販売組合、京浜新聞販売組合、(公社) かながわ住まいまちづくり協会、

神奈川県生活協同組合連合会、(一社) 生命保険協会神奈川県協会の8団体。
(協力する内容)

協賛団体は、「宣言への賛同(3月23日県庁での宣言式参加)」「各団体における自主的取組を推進(自主行動基準の策定、相談窓口の設置、会員向け研修の実施等)」、「宣言の広報(県作成のチラシやポスターの配布、団体ホームページへの掲載)」等。また、平成30年度以降は苦情対応の連携業務等が検討課題となる。

ト. 自由民主党政務調査会

・若年成人の教育・育成に関する特別委員会

開催日：平成29年4月6日(木) 8:00~9:00

場 所：自由民主党本部会議室

議事概要：

標記委員会から出席要請を受けた当協会を含む3団体がヒアリングに応じた。冒頭、座長の趣旨説明に続き順次、各団体が2つのテーマについて説明(団体の自主的取組み、成年年齢引下げに伴う対応への見解)。引下げ対応への各団体の見解は次の点でほぼ一致した。

- ・新成人となる18歳、19歳の契約に法的保護制度を創設することには反対、仮に法的措置を検討する場合でも根拠を明確にし、慎重にすすめること。
- ・悪質行為の取締まりを強化し消費者教育を充実させることの方が有効であると考えられること。

チ. 地方自治体が作成する消費生活基本計画案等に対する意見書の提出

徳島県には平成29年7月10日付文書をもって徳島県消費生活基本計画案の不招請勧誘禁止条例を検討する旨の記載に対し、また、神奈川県には平成29年10月17日付文書をもって神奈川県消費生活条例案の不招請勧誘禁止規定に対し、そして東京都には平成29年12月25日付文書をもって、それぞれ記載されている「不招請勧誘」の検討又は条例改正(神奈川県)が、広く通常行われている適正な訪問販売の活動を一律に排除する趣旨のものであれば、反対の意を表明する旨の意見表明を行った。

2) 関係団体

イ. (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

・NACS情報交換会

開催日：平成29年4月19日(水) 13:00~15:30

場 所：全国婦人会館2階 会議室

議事概要：

- ・消費者対応研究会の取組み(NACS)
- ・消費者と事業者をつなぐWin-Winクレーム対処術(リンク総合法律事務所弁護士 紀藤正樹氏)
- ・クレーム対応に関する意見交換(紀藤弁護士、消費生活相談員等)

ロ. (公社) 全国消費生活相談員協会

・設立40周年記念の集い

開催日：平成29年10月26日(木) 13:00~18:00

場 所：KKRホテル東京

議事概要：

創立40周年記念のつどいに出席。式典は、消費者庁の岡村長官や国民生活センターの松本理事長の挨拶、同志社大学大学院の浜矩子教授の記念講演があった。当日の内容は以下のとおり。

開会挨拶 会長 金子晃氏

来賓挨拶 消費者庁長官 岡村 和美 氏
国民生活センター理事長 松本 恒雄 氏
記念講演 「グローバル経済と私たちの暮らし」～妖怪万華鏡時代をどう生きるか～
講師 同志社大学大学院ビジネス研究科教授 浜 矩子 氏
感謝状贈呈
活動報告 映像で見る「私たちの歩みと未来」2017年宣言

ハ. 10団体連絡協議会

同協議会は、各団体の情報を共有することで自主的取組みの向上を目指すことを目的に開催を進めている。開催の準備に係る連絡調整役は、特商法に位置づけられている当協会及び日本通信販売協会の両事務局が担当する。本年度は第3回から第6回まで4回開催した。構成団体は、日本新聞協会、日本新聞販売協会、日本自動車販売協会連合会、太陽光発電協会、全日本冠婚葬祭互助協会、日本訪問販売協会、全国発酵乳酸菌飲料協会、日本通信販売協会、日本コールセンター協会、全国LPガス協会の10団体。オブザーバーとして経済産業省消費経済企画室担当官が出席している。

<第3回>

開催日：平成29年4月18日（火） 14：00～16：00

場 所：（一社）日本新聞協会

参加者：8団体

テーマ：消費者契約法専門調査会の検討状況（消費者庁、消費者委員会）

<第4回>

開催日：平成29年7月7日（金） 14：00～16：00

場 所：（一社）日本コールセンター協会

参加者：8団体

テーマ：最近の訪問販売を巡る相談状況（全国消費生活相談員協会）

<第5回>

開催日：平成29年11月10日（金） 14：00～16：00

場 所：（一社）全国LPガス協会

参加者：9団体

テーマ：改正・特定商取引法（消費者庁）

<第6回>

開催日：平成30年2月16日（金） 16：00～17：30

場 所：（一社）太陽光発電協会

参加者：9団体

テーマ：各団体の活動について

ニ. 公的相談機関等との連携に基づく苦情情報の共有業務

公的相談機関が有する苦情情報をもとに苦情の傾向を把握し、特定の正会員の訪問販売業務の改善向上に資する情報として活用した。また、消費者団体が有する苦情情報の中から特に若年者に対する連鎖販売取引の勧誘方法の問題点を特定商取引法研究会において検討し、その内容を機関誌へ掲載し全会員社と共有した。

ホ. 訪問販売協会世界連盟（WFDSA）

・訪問販売協会世界大会及び理事会等への参加

訪問販売協会世界連盟（WFDSA）の主催による第15回世界大会が平成29年10月1日から10月3日にかけてパリで開催され、会場となったパリ国際会議場には各地域のDSAより約500名の業界関係者が集まった。WFDSAは本大会に先駆け、2016

年の世界におけるダイレクトセリングの売上高を1兆830億ドル、業界従事者を1億730万人であることを公表した。

今大会のテーマは「Own the Future」（未来をわれらの手に）とし、技術革新やY世代、ソーシャルメディアとダイレクトセリングとの関係、欧州での成功事例、未来の商材、流通のなかのダイレクトセリングなど多様なテーマを掲げ、研究者あるいはダイレクトセリング企業や経済団体のトップらの意見を聴いた。そして、ダイレクトセリングという業態は、店舗外で行われ、対面により個々の消費者ニーズに合わせたコンサルティングを提供することで、消費者の高いニーズに応えられるという基本認識のもと、DSAは、将来に向け出てくるかもしれない新たな法制度への対応、企業の組織管理のあり方等に関し、どのように対処すべきかを検討し、その解決のためには、販売員個々のモラル向上と各国DSAの会員による倫理規程の遵守が最も重要であるとした。

世界大会に先立ち9月30日に開かれた理事会には、WFDSAの幹部をはじめ加盟30カ国のDSAの関係者が列席。今大会で会長任期3年が満了し、ダグ・デヴォス氏（アムウェイ社長）からマグナス・ブランストローム氏（オリフレーム社CEO）に会長を交替した。理事会に引き続きWFDSA会長はじめ幹部10数人による企画会議が開かれ、WFDSAの要請に応じ当協会の専務理事が40分ほど日本の業界と自主規制の現状を説明した。また、10月3日に開かれたWFDSA主催の小会議には、WFDSA会長はじめ幹部及び主要なDSA代表者に加え、いくつかの国の行政担当者ら約30名が出席、日本からはJDSAの会長及び専務理事の2名が出席した。世界大会及び理事会等の開催状況は、事務局が報告書を作成し会員社へ配布し共有した。

・WFDSA調査事業への協力

WFDSAと連携し国内外の訪問販売に関連するデータを提供、収集するとともにWFDSAが実施する各種の調査に協力した。

へ. 被災地支援ベルマーク収集活動

被災地支援ベルマーク収集活動として、協力会員社が前年度に収集したベルマークを29年3月末に協会に集約した。これを、平成28年度収集分として、(公財)ベルマーク教育助成財団を通じて被災地に寄贈した。



協力会員は15社で、当協会収集分と合わせた収集量は、点数計算分34,465.2点(13,404枚)と未計算分約1kgだった。活動概要は、当協会HPで紹介している。

この活動は、東日本大震災等の被災地支援を引き続き実施することを目的に、平成26年度に開始したもので、被災地は依然として復興を必要とする状況にあるため、次年度も引き続き実施予定である。

3) 行政機関等の審議会等への参加

国及び自治体等が主催する審議会等に当協会の役職員が委員又は参考人等の立場で出席し意見を述べた。本年度において開催された委員会等は次の通りである。

イ. 千葉県

開催日：平成30年3月20日（火） 10:00～12:00

場 所：ホテルプラザ菜の花

議事概要：

- (1) 次期千葉県消費生活基本計画に向けた現状と課題の整理について
- (2) その他

ロ. 横浜市

・第11次 横浜市消費生活審議会 第1回消費生活協働促進事業審査評価部会

開催日：平成29年4月19日（水） 13:30～16:30

場 所：関内中央ビル 特別会議室

議事概要：

- (1) 部会長選出
- (2) 協働促進事業応募団体の審査

・第11次 横浜市消費生活審議会 第2回消費生活協働促進事業審査評価部会

開催日：平成29年6月12日(月) 10:30~11:30

場 所：松村ビル別館 501号室

議事概要：

- (1) 全年度補助金支給団体の活動の検証
- (2) その他

・第11次 第2回横浜市消費生活審議会

開催日：平成29年10月30日(月) 14:00~16:00

場 所：松村ビル別館 502号室

条例に基づく審議会。構成メンバーは、業界・消費者団体・学識者・行政機関に所属している者17名。今回は施策検討部会、消費者教育推進地域協議部会、消費生活協働促進事業審査評価部会、消費者被害救済部会の活動報告と意見交換が行われた。

ハ. 鎌倉市

・平成29年度 第1回 鎌倉市消費生活委員会

開催日：平成29年10月12日(木) 14:00~16:00

場 所：鎌倉市役所本庁舎 第2委員会室

議事概要：

- (1) 正副委員長の互選
- (2) 平成28年度及び平成29年度(4月~8月)の消費者相談の概要

4) 業界基礎データ収集・提供及び調査事業

・会員概要調査及び訪問販売業界売上高推計値の公表

会員概要調査は、会員の基礎データの更新と訪問販売業界売上高の把握を目的に毎年実施している。調査項目は売上高や販売員数及び雇用形態等である。

平成29年度は、正会員114社を対象に会員概要調査を実施した。収集した会員売上高を基に推計した、平成28年度の訪問販売業界売上高は1兆7,194億円(前年度比+0.42%)だった。なお、平成27年度は同1兆7,123億円(-0.4%)だった。(いずれの年も、自動車・新聞・医薬品・食料品などの訪問販売、百貨店の外商の訪問販売の売上高は除いている)

公表は平成29年12月18日に協会ホームページを通じて行った。

・組織拡大の推進

当協会は、正会員として加入申請を行う企業に対し、「訪問販売事業を1年継続している者」とする制限規定を設けているが、従前、外国資本の企業などは、当協会を通じ、法令や業界の自主的制度等に関する事前調査や情報収集等を適切に行い、業務を開始したいという希望があることから、この制限を緩和するため、理事会において次に掲げる内規を作成し、これらを満たした申請者は業務開始1年未満であっても加入申請を可能とした。

①当協会の正会員の推薦があること、または海外市場においてすでに実績があつて訪問販売協会世界連盟(WFDSA)若しくは当該企業が本社を置くDSAの推薦があること。②資本金が3百万円以上であること。③当該事業者について入会を拒否すべき情報がないこと。

④上記1～3を全て満たす者であること等。

また、本年度においては、総務委員会において、当協会への新規加入事業者に義務付けている基金の額（現行60万円）を低額化することの方向性を検討し、大枠で合意が得られたので、基金を取り巻く諸般の情勢を判断しつつ、今後、理事会及び総会へ諮り了解を取り付けることとした。

・（公社）日本訪問販売協会の個人情報取扱規程の策定

改正・個人情報保護法が、平成29年5月30日に施行されることを踏まえ当協会事務局内の個人情報取扱の業務に関して規程を設けた。

今回の法改正の主な事項は、法の目的に「新たな産業の創出」ということで、いわゆるビッグデータの利活用ができる環境整備の視点が加えられたこと。そして、個人情報保護法を包括的に監督する機関として、個人情報保護委員会を法律上に規定されたこと等。特に注目される点は、個人データの第三者提供をオプトアウト方式で行う事業者は、個人情報保護委員会へその旨を届出ることが義務化されたことで、事業者の名称等も公表される。また、個人データを第三者提供については、その内容の記録することが義務付けられた。また、電算機などへの登録用に個人情報を符号化し、特定の個人を識別できるようにしたものも、個人情報として、法の適用を受けることになった。この法改正に伴い、以前は各省庁で定めていたガイドラインは廃止され、個人情報保護委員会がまとめる通則編を含めた4つのガイドラインが策定された。そこで、今回、当協会の事務局職員等が、適正に個人情報を取り扱うため、従来の規程を廃止し、個人情報保護委員会が策定した数種のガイドラインに沿った個人情報取扱規程を新たに策定したというものである。

規程の構成は、1条では、当協会が保有する個人データを、当協会の従業者が適正に取り扱うことを目的として定めた。3条は、本規程で使用する用語について規定。4条～8条は、個人情報の取得及び保有に関する規定。6条は利用目的の通知等のことを規定。9条以降12条までの規定は、最も重要と考えられる第三者提供に関する事項を定めた。9条では、一定の要件を除き、当協会の従業者が予め本人の同意を得ずに、個人データを第三者へ提供することを禁止し、データを変更する場合も一定の事項を満たさなければ行うことができないこと等を定めている。11条は、データを第三者へ提供する際に記録を残すこと、そして12条はデータの提供を受けるときにも同様に記録を残すことを定めた。13条から23条までは、組織としての安全管理措置として、個人情報保護の管理者、責任者、担当者の配置について、その役割、業務の内容。また、情報の漏えいへの対応、相談窓口の設置、見直し、教育・研修のことなど。24条から31条までは、物理的な安全管理措置として、機器や電子媒体等の盗難、これを持ち運ぶときや廃棄するときの情報漏えいの防止対策、外部からの不正アクセスへの対応等。32条は委託先の安全管理、33条から39条までは、保有個人データの開示請求と、苦情対応のことを規定。本規程は、改正・個人情報保護法が施行される平成28年5月30日から実施した。

なお、今回の法改正に伴い、前年度において、「ダイレクトセリング業界の個人情報保護ガイドライン」の規程は廃止（平成29年3月24日第174回理事会）した。

Ⅲ. 会議・名簿等

1. 会議一覧

(1) 通常総会

第38回通常総会を平成29年6月16日に開催した。会場及び議題は次の通りである。

場 所：明治記念館

議事次第：

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長挨拶
4. 議事録署名人の選任
5. 議案審議
 - 第1号議案 平成28年度決算書類に関する件
 - 第2号議案 役員報酬等規程の一部規定の改定案に関する件
 - 第3号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件
6. 報告事項
 - (1) 平成28年度事業報告及びその附属明細書について
 - (2) 平成29年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について
7. 閉会の辞
(総会記念講演会)

総会、理事会の閉会后、記念講演会を開催した。テーマ及び講師は次の通りである。

テーマ：「からだも家計も健康にーセルフメディケーション」(60分)

講 師：国際医療福祉大学大学院教授・医師 武藤 正樹 氏

(2) 理事会

理事会を第175回～第179回まで5回開催した。各回の議題は次の通りである。

・第175回理事会(平成29年5月24日)

場所：ホテルウイングインターナショナルプレミアム東京四谷

- 議題：1. 平成28年度事業報告及び決算書類について
- ・事業報告書及びその附属明細書
 - ・貸貸対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにそれらの附属細書
 - ・財産目録
2. (公社)日本訪問販売協会の個人情報取扱規程の策定について
3. 新規入会申出者の承認について
4. 任期満了に伴う総務・広報・消費者問題の委員改選について
5. 第38回通常総会の審議内容等の確認について
6. 業務執行報告

・第176回理事会(平成29年6月16日)

場所：明治記念館

- 議題：1. 正副会長並びに専務理事の選定及び顧問の委嘱について
2. 役員等の報酬について

・第177回理事会(平成29年10月27日)

場所：ホテルウイングインターナショナルプレミアム東京四谷

- 議題：1. 法令違反会員の処分に係る規程に関する細則の一部規定の改定について
2. 入会承認の手続き等に関する規程第3条第2項の規定の運用について
3. 新規入会申出者について

4. 任期満了に伴う消費者救済に係る審査委員会の委員の改選について
5. 副会長の補充について

・第178回理事会（平成30年1月12日）

場所：明治記念館

- 議題：1. 入会申出者について
2. 平成29年度正味財産増減計算書の決算見込みの報告について
3. 協会及び行政の動向の報告について

・第179回理事会（平成30年3月22日）

場所：明治記念館

- 議題：1. 平成30年度事業計画書案及び収支予算書案並びに資金調達及び設備投資の見込書案について
2. 第39回通常総会の開催及び提出議題等について
3. 業務執行報告
4. 協会活動報告

（3）監事会

平成29年5月15日に監事会を開催し、定款57条に基づき作成した平成28年度の事業報告書及び決算書類（貸貸対照表、損益計算書、それらの付属明細書、財産目録等）を監事2名が監査し適正に処理されていることを次回総会において報告することとした。

（4）委員会

〔総務委員会〕

本委員会は、理事会のもとに設置し、当協会の事業全般に係る企画立案を主たる業務として、本年度は第128回～第131回まで4回開催した。各回の議題は次の通りである。

・第128回総務委員会（平成29年5月24日）

場所：（公社）日本訪問販売協会

議題：第175回理事会の提出議題について

・第129回総務委員会（平成29年10月27日）

場所：（公社）日本訪問販売協会

- 議題：1. 第177回理事会の提出課題について
2. 消費者救済基金の出えん金の額の変更等の検討の方向
3. 委員の一部交替について
4. 正副委員長の選出について

・第130回総務委員会（平成30年1月12日）

場所：明治記念館

議題：第178回理事会の提出議題について

・第131回総務委員会（平成30年3月22日）

場所：明治記念館

- 議題：1. 第179回理事会の提出課題について
2. 委員の一部交替について

【広報委員会】

本委員会は、理事会のもとに設置し広報及び海外との情報交換に係ることの検討を主たる業務として本年度は第145回～第148回まで4回開催した。また、本年度は広報委員会の下に設けた消費者志向活動表彰制度検討WG（以下「WG」という。）を3回開催した。両委員会の各回の議題は次の通りである。

- ・第145回広報委員会（平成29年6月22日）
場所：（公社）日本訪問販売協会
議題：1. 正副委員長の選出について
2. 季刊140号(平成29年10月1日発行)の特集記事等について
3. ベルマーク収集と協会ホームページ（CSR・社会貢献活動&女性活躍支援活動サイト）について
4. 正会員企業「消費者志向活動表彰」に係る検討WGの設置について
5. WFDSA理事国の継続及び第15回世界大会の参加申込状況について

- ・第146回広報委員会（平成29年9月22日）
場所：（公社）日本訪問販売協会
議題：1. 季刊141号(平成30年1月発行)の特集記事等について
2. ホームページにおける「CSR・社会貢献活動&女性活躍支援活動」サイトの掲載企業の拡大及び情報の更新等について
3. 平成29年度ベルマーク収集活動の進捗状況
4. 設立40周年記念事業の企画について
5. 消費者志向活動表彰制度検討WGの開催計画について
6. 第15回訪問販売協会世界大会プログラム（2017.8.9現在）等について
7. 次回の委員会の開催日程等

- ・第1回WG／第147回広報委員会（平成29年10月18日）
場所：（公社）日本訪問販売協会
（第1回WG）
テーマ：「消費者志向経営の取組促進に関する検討会報告書について」（60分）
講 師：消費者庁消費者調査課長 澤井 景子 氏

（第147回広報委員会）
- ・第2回WG／第148回広報委員会（平成29年12月21日）
場所：（公社）日本訪問販売協会
（第2回WG）
テーマ：「ACAPにおける消費者志向表彰制度について」（60分）
講 師：公益社団法人消費者関連専門家会議 専務理事 佐藤 喜次 氏

（第148回広報委員会）
議題：1. 季刊誌141号（平成30年1月発行）の進捗状況報告及び142号（同年4月発行）特集記事案の検討
2. ホームページ「CSR・社会貢献活動」及び「女性活躍支援活動」紹介サイト更新の報告
3. 行政動向（消費者庁、内閣府消費者委員会ほか自治体の当会関連動向）、世界大会の参加報告等

- ・第3回WG／第149回広報委員会（平成30年3月23日）
 場所：（公社）日本訪問販売協会
 （第3回WG）
 テーマ：「サービスの価値と対価」
 講師：独立行政法人 経済産業研究所 副所長 森川 正之 氏
 （第149回広報委員会）
 議題：1. 季刊DS2018年春号（142号）編集の進捗状況報告
 2. 季刊DS2018年夏号（143号）及び秋号（144号）特集記事案の確認
 3. その他報告事項（神奈川県消費者保護に関する宣言、WFDSA会長来日
 行事、世界大会報告書 等）

〔消費者問題委員会〕

本委員会は、理事会のもとに設置し消費者問題全般に係る事項等の検討を主たる業務として本年度は第116回～第119回まで4回開催した。各回の議題は次の通りである。

- ・第116回消費者問題委員会（平成29年4月21日）
 場所：（公社）日本訪問販売協会
 議題：1. 第116回消費者相談担当者講習会の企画について
 2. 2016年度消費者相談室レポート④（2017年1月～3月）について
 3. 任期満了に伴う委員の交替について
 4. 事例研究
- ・第117回消費者問題委員会（平成29年7月19日）
 場所：（公社）日本訪問販売協会
 議題：1. 正副委員長の選出について
 2. 第117回消費者相談担当者講習会の企画について
 3. 2017年度消費者相談室レポート①（2017年4月～6月）について
 4. 事例研究
- ・第118回消費者問題委員会（平成29年10月20日）
 場所：（公社）日本訪問販売協会
 議題：1. 第118回消費者相談担当者講習会の企画について
 2. 2017年度消費者相談室レポート②（2017年7月～9月）について
 3. 報告事項
 4. 事例研究
- ・第119回消費者問題委員会（平成30年1月25日）
 場所：（公社）日本訪問販売協会
 議題：1. 委員の増員について
 2. 第119回消費者相談担当者講習会の企画について
 3. 2017年度消費者相談室レポート③（2017年10月～12月）について
 4. 報告事項
 5. 事例研究

2. 主な活動一覧（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

活動	開催日等	主な内容
季刊ダイレクトセリング	4月 1日	138号発行
自由民主党 政務調査会 若年成人の教育育成に関する 委員会	4月 6日	当協会を含む3事業者団体ヒアリング
第3回10団体連絡協議会	4月18日	消費者契約法専門調査会の検討状況 (消費者庁、消費者委員会)
横浜市 第11次消費生活審議会 第1回消費生活協働促進事業 審査評価部会	4月19日	1. 部会長選出 2. 協働促進事業応募団体の審査
NACS情報交換会	4月19日	消費者と事業者を繋ぐWin-Winの対処 術
消費者問題正副委員長会	4月21日	第116回消費者問題委員会の議事運 営等について
第116回消費者問題委員会	4月21日	1. 第116回消費者相談担当者講習 会の企画について 2. 2016年度消費者相談室レポ ート④について 3. 任期満了に伴う委員交替について 4. 事例研究
会長打合せ	5月10日	1. 平成28年度事業報告書案及び決 算書類案の作成について 2. 第175回理事会の議事運営等 について
監事会	5月15日	平成28年度事業報告書及び決算書類 等について
内閣府 消費者委員会（委員間打合せ）	5月16日	改正特定商取引法の政省令について
総務正副委員長会	5月24日	第128回総務委員会の議事運営につ いて
第128回総務委員会	5月24日	第175回理事会の提出議題について
第175回理事会	5月24日	1. 平成28年度事業報告及び決算書

		類について <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書及びその付属明細書 ・貸貸対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに付属細書 ・財産目録 2. (公社) 日本訪問販売協会の個人情報取扱規程の策定について 3. 新規入会申出者の承認について 4. 任期満了に伴う総務・広報・消費者問題の委員改選について 5. 第38回通常総会の審議内容等の確認について 6. 業務執行報告
(公社) 日本通信販売協会 理事会	5月25日	平成28年度事業報告及び決算書類について 他
第90回倫理管理委員会	6月1日	第90回倫理審査委員会の提出議題について
第90回倫理審査委員会	6月5日	1. 最近の業界を取り巻く情勢 2. 自主行動基準の改定の報告 3. 最近の特徴的な苦情事例 4. 正副委員長の選出について
横浜市 第11次消費生活審議会	6月12日	1. 前年度補助金支給団体の活動の検証 2. その他
会員周知	6月13日	徳島県消費者基本計画案に対する意見募集を開始
会長打合せ	6月14日	第38回通常総会等の議事運営について
第38回通常総会	6月16日	1. 平成28年度決算書類について 2. 役員報酬等規程の一部規定の改定案について 3. 任期満了に伴う役員改選について 4. 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業報告及びその付属明細書について ・平成29年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について

総会記念講演会	6月16日	からだも家計も健康にーセルフメディケーション。 国際医療福祉大学大学院教授・医師 武藤正樹 氏
第176回理事会	6月16日	1. 正副会長並びに専務理事の選定及び顧問の委嘱について 2. 役員等の報酬について
(一財)日本産業協会 平成29年度定時評議委員会	6月19日	平成28年度貸借対照表及び正味財産増減計算書 他
公正取引委員会 事業者団体向け独占禁法コンプライアンス説明会	6月21日	1. 事業団体ガイドラインの概要 2. 事業団体における独占禁法コンプライアンスの取組状況について
広報正副委員長会	6月22日	第145回広報委員会の議事運営について
第145回広報委員会	6月22日	1. 正副委員長の選出について 2. 季刊140号(平成29年10月1日発行)の特集記事等について 3. ベルマーク収集と協会ホームページ(CSR・社会貢献活動&女性活躍支援活動サイト)について 4. 正会員企業「消費者志向活動表彰」に係る検討WGの設置について 5. WFDSA理事国の継続及び第15回世界大会の参加申込状況について
第8回広告表示研究会	6月23日	景表法等を取り巻く最近の動向
三重県 消費生活相談員等勉強会	6月28日	1. 業界の自主的取組み 2. 相談事例
内閣府 公益認定等事務局	6月27日	平成28年度事業報告書等の提出
季刊ダイレクトセリング	7月 1日	第139号発行
第116回消費者相談担当者講習会	7月 5日	1. 広告が勧誘となる要件ー最高裁判決から学ぶ 弁護士 染谷隆明 氏 2. 特定商取引法6条及び34条の禁止行為について

		弁護士 高芝利仁 氏
第4回10団体連絡協議会	7月7日	最近の訪問販売を巡る苦情相談
徳島県 意見書の提出	7月10日	徳島県消費生活基本計画案に対する意見募集に応じ意見書を提出
訪販協主催の野洲市訪問販売事業者登録進捗状況の説明会	7月11日	訪問販売事業者の登録進捗状況について
電話法律相談会	7月12日	相談4件について回答
消費者問題正副委員長会	7月19日	第117回消費者問題委員会の議事運営について
第117回消費者問題委員会	7月19日	1. 正副委員長の選出について 2. 第117回消費者相談担当者講習会の企画について 3. 2017年度消費者相談室レポート①について 4. 事例研究
第11回特定商取引法研究会	7月21日	連鎖販売の苦情相談事例について
会員企業研修	8月23日	特商法禁止行為について
野洲市 訪問販売事業者セミナー (1回目)	8月24日	特定商取引法の訪問販売規制の概要について
改正特商法の10のポイント	8月29日	改正特商法10のポイントを作成し会員ほか相談機関へ配布
世界大会参加者説明会	8月30日	大会のスケジュールについて
CSR・社会貢献活動、女性活躍支援アンケート	8月31日	第2回CSR・社会貢献活動、女性活躍支援アンケートを実施
第91回倫理管理委員会	9月4日	第91回倫理審査委員会の提出議題について
ベルマーク	9月4日	ベルマーク収集への協力を依頼
熊本県 消費生活相談員研修	9月5日	1. 相談事例 2. 協会の自主的取組み
訪問販売コンプライアンスセミナー(東京)	9月7日	1. 特商法における訪問販売等の規制のポイントと処分事例

		<p>の開催計画について</p> <p>6. 第15回訪問販売協会世界大会プログラム等について</p> <p>7. 次回の委員会の開催日程等</p>
企業研修	9月26日	特商法の規制の概要について
会員周知	9月27日	神奈川県消費生活条例改正案に対する意見募集の開始
福知山市 消費者啓発講座		<p>1. 相談事例</p> <p>2. 協会の自主的取組み</p>
訪問販売協会世界連盟 第15回世界大会 理事会	9月30日	<p>1. 連盟の活動現況報告</p> <p>2. 各国DSAの現状報告</p> <p>3. 新会長方針</p>
訪問販売協会世界連盟 第15回世界大会 企画会議	9月30日	<p>1. 日本の市場と訪問販売協会の自主的取組みの説明</p> <p>2. その他</p>
季刊ダイレクトセリング	10月1日	第140号発行
訪問販売協会世界連盟 第15回世界大会 小会議	10月3日	各国の動静について意見交換
訪問販売協会世界連盟主催 第15回世界大会	10月1日～ 3日	<p>1. 全体会議</p> <p>2. CEOパネルディスカッション</p> <p>3. 分科会</p>
会長打合せ	10月11日	第177回理事会の議事運営について
鎌倉市 消費生活委員会（第1回）	10月12日	<p>1. 正副委員長の選出</p> <p>2. 平成28年度、平成29年度（4月～8月）のそうだ受付状況</p>
城陽市 消費生活連続講座（第3回）	10月12日	<p>1. 相談事例</p> <p>2. 協会の自主的取組み</p>
神奈川県へ意見書提出	10月17日	消費生活条例改正骨子案の意見募集に応じ意見書を提出
広報正副委員長会	10月18日	第147回広報委員会の議事運営について
第1回消費者志向活動表彰制度検討WG	10月18日	消費者庁・消費者志向経営の取組促進に関する検討会報告書の概要について

第147回広報委員会	10月18日	1. 消費者志向活動表彰制度の今後の検討スケジュールについて 2. その他報告事項
女性の活躍推進セミナー	10月19日	ダイバーシティ経営及びワークライフバランス
消費者問題正副委員長会	10月20日	第118回消費者問題委員会の議事運営について
第118回消費者問題委員会	10月20日	1. 第118回消費者相談担当者講習会の企画について 2. 2017年度消費者相談室レポート②について 3. 報告事項 4. 事例研究
愛知県 消費生活相談員養成研修	10月25日	1. 当協会相談室の受付概況 2. 当協会の自主的取組み
(公社)全国消費生活相談員協会	10月26日	創立40周年の集い
総務正副委員長会	10月27日	第129回総務委員会の議事運営について
第129回総務委員会	10月27日	1. 第177回理事会の提出議題について 2. 消費者救済基金の出えん金の額の変更等の検討の方向性 3. 委員の一部交替について 4. 正副委員長の選出について
第177回理事会	10月27日	1. 法令違反会員の処分に係る規程に関する細則の一部規定の改定について 2. 入会承認の手続き等に関する規程第3条第2項の規定の運用について 3. 新規入会申出者について 4. 任期満了に伴う消費者救済に係る審査委員会の委員の改選について 5. 副会長の補充について
横浜市 第11次第2回横浜市消費生活審議会	10月30日	各部会の活動報告

東京都 特定商取引法に関する講習	10月30日	特定商取引法の解説
山形県 消費生活啓発リーダー等研修会	11月2日	1. 相談事例 2. 特商法の消費者保護制度 3. 協会の自主的取組み
(公社)日本通信販売協会 理事会	11月9日	1. 大学寄付講座について 2. 各委員会の活動報告
第5回10団体連絡協議会	11月10日	改正・特定商取引法の概要について (消費者庁担当官)
内閣府消費者委員会事務局 団体ヒアリング	11月15日	訪販協の自主的取組みの現状
経済産業省 行政担当者の人権教育・啓発に 関する研修	11月20日	1. 企業にとって今、人権とは？(人 権教育啓発推進センター) 2. パネルディスカッション
改正・特定商取引法説明会 (東京)	11月21日	1. 改正法の概要(消費者庁) 2. 訪販協の自主的取組み
改正・特定商取引法説明会 (大阪)	11月24日	1. 改正法の概要(消費者庁) 2. 訪販協の自主的取組み
会員周知	12月1日	改正特定商取引法の施行について
訪問販売員教育指導者資格講 座(東京1回目)	12月4日	1. 特定商取引法の知識 2. 指導管理者として 3. 訪販協の自主行動基準
訪問販売員教育指導者資格講 座(東京2回目)	12月5日	1. 特定商取引法の知識 2. 指導管理者として 3. 訪販協の自主行動基準
訪問販売員教育指導者資格講 座(大阪)	12月8日	1. 特定商取引法の知識 2. 指導管理者として 3. 訪販協の自主行動基準
消費者庁取引対策課 団体ヒアリング	12月12日	訪販協の自主的取組みの現状
第118回消費者相談担当者 講習会	12月13日	1. 消費者志向の姿勢に問題あり ー最近の苦情事例から 当協会消費者相談室主任相談員 2. 特定商取引法7条及び38条等の

		行政処分について」 弁護士 高芝利仁 氏 3. 消費者契約法—訪問販売業務で知 っておくべき重要点 足立区消費者センター消費生活行 政アドバイザー 岡田ヒロミ 氏
会員周知	12月15日	東京都消費生活基本計画（素案）への 意見募集開始
東京都 意見書の提出	12月25日	東京都消費生活基本計画（素案）に対 する意見書を提出
訪問販売員教育指導者資格講 座（福岡）	12月19日	1. 特定商取引法の知識 2. 指導管理者として 3. 訪販協の自主行動基準
内閣府 第264回消費者委員会	12月20日	訪販協の自主的取組みの現状
広報正副委員長会	12月21日	第148回広報委員会の議事運営につ いて
第2回消費者志向活動表彰制 度検討WG	12月21日	ACAPにおける消費者志向表彰制度 について （公社）消費者関連専門家会議 専務理事 佐藤喜次 氏
第148回広報委員会	12月21日	1. 季刊誌141号（平成30年1月 発行）の進捗状況報告及び142 号（同年4月発行）特集記事案の検 討 2. ホームページ「CSR・社会貢献 活動」及び「女性活躍支援活動」 紹介サイト更新の報告 3. 行政動向（消費者庁、内閣府消費 者委員会ほか自治体の当会関連動 向）、世界大会の参加報告等
会長と打合せ	12月26日	第178回理事会の議事運営について
季刊ダイレクトセリング	1月 1日	第141号発行
総務正副委員長会	1月12日	第130回総務委員会の議事運営につ いて

第130回総務委員会	1月12日	第173回理事会の提出課題について
第178回理事会	1月12日	1. 入会申出者について 2. 平成29年度正味財産増減計算書の決算見込みの報告について 3. 報告事項
第119回消費者問題委員会	1月25日	1. 委員の増員について 2. 第119回消費者相談担当者講習会の企画について 3. 2017年度消費者相談室レポート③について 4. 報告事項 5. 事例研究
再受講 訪問販売員教育指導者資格講座（東京1回目）	1月29日	1. 新規受講で誤答が多かった問題等について 2. 筆記試験
再受講 訪問販売員教育指導者資格講座（東京1回目）	1月31日	1. 新規受講で誤答が多かった問題等について 2. 筆記試験
電話法律相談会（2回目）	2月1日	6社からの質問に応答
再受講 訪問販売員教育指導者資格講座（大阪）	2月6日	1. 新規受講で誤答が多かった問題等について 2. 筆記試験
再受講 訪問販売員教育指導者資格講座（福岡）	2月8日	1. 新規受講で誤答が多かった問題等について 2. 筆記試験
野洲市 訪問販売事業者セミナー（2回目）	2月14日	特定商取引法（訪問販売）規制の概要
堺市 消費者啓発講座	2月15日	1. 相談事例 2. 特商法の消費者保護制度 3. 協会の自主的取組み
会員企業研修	2月15日	1. 改正・特定商取引法の概要 2. 行政処分事例
第6回10団体連絡協議会	2月16日	1. 各団体の取組み報告 2. 次回以降のテーマについて

第10回広告表示研究会	2月23日	改正・医薬品等適正広告基準について
第9回太陽光発電システム懇談会	2月27日	1. 太陽光発電システムの現状と課題 2. 意見交換/質疑応答 ※本懇談会は、(公社)全国消費生活相談委員協会エネルギー研究会の所属メンバーとの交流会として実施
(公社)日本通信販売協会 第18回理事会	3月8日	1. 平成30年度事業計画書案及び収支予算書案等について 2. 報告事項
会員周知	3月9日	消費者志向チェックリスト調査開始
会長と打合せ	3月12日	1. 平成29年度事業計画案案及び収支予算案の作成 2. 第179回理事会の議事運営について
第119回消費者相談担当者講習会	3月19日	1. 景品表示法と表示事例研究ー適正な表示をつくる基本的考え方 (公社)日本広告審査機構 審査部長 橘一 氏 2. 法令研究ー過量販売について 弁護士 高芝利仁 氏 3. 次々販売という売り方の問題点 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・相談室長 有山雅子 氏
千葉県 消費者行政審議会(第1回)	3月20日	平成31年度以降の消費生活基本計画案の策定スケジュール等について
神奈川県 8団体連携宣言式	3月22日	「神奈川県 悪質な訪問販売 撲滅かながわ宣言」の宣言式
総務正副委員長会	3月22日	第131回総務委員会の議事運営について
第131回総務委員会	3月22日	1. 第179回理事会の提出議題について 2. 委員の一部交替等について
第179回理事会	3月22日	1. 平成30年度事業計画書案及び収支予算書案並びに資金調達及び設

		備投資の見込書案について 2. 第39回通常総会の開催及び提出議題等について 3. 業務執行報告 4. 協会活動報告
広報正副委員長会	3月23日	第149回広報委員会の議事運営について
第3回消費者志向活動表彰制度検討WG	3月23日	サービスの価値と対価－生産性の観点から－ (独法) 経済産業研究所副所長 森川正之 氏
第149回広報委員会	3月23日	1. 季刊DS2018年春号編集の進捗状況報告 2. 季刊DS2018年夏号及び秋号特集記事案の確認 3. 報告事項
第12回特定商取引法研究会	3月28日	1. 連鎖販売の特徴的事例 2. 連鎖販売業者の最近の処分事例
新規啓発資料の作成配布	3月30日	若者向け啓発パンフレット

3. (公社) 日本訪問販売協会 役員名簿

平成30年3月31日
(敬称略・順不同)

会 長	鈴木 弘樹	(株) ポーラ	上席顧問
副会長	木谷 一彦	フランスベッド販売 (株)	代表取締役社長
副会長	中田 悟	日本メナード化粧品 (株)	専務取締役
副会長	中村 學	ハッピーファミリー (株)	代表取締役社長
専務理事	大森 俊一	常勤	事務局長
理 事	渥美 豊太郎	三基商事 (株)	執行役員
理 事	海田 安夫	(株) ノエビア	代表取締役社長
理 事	金子 靖代	(株) シーボン	代表取締役兼執行役員社長
理 事	鎌田 英幸	(公財) 日本クレジットカウンセリング協会	専務理事
理 事	見目 裕志	(株) 丸八真綿販売	代表取締役社長
理 事	小林 和則	ニュースキンジャパン (株)	代表取締役社長
理 事	先槻 光弘	蛇の目ミシン工業 (株)	取締役常務執行役員管理本部長
理 事	佐々木 和明	(株) K T Cホールディングス	執行役員
理 事	柴田 純男	柴田C Sマネジメント (株)	代表取締役
理 事	高芝 利仁	高芝法律事務所	弁護士
理 事	瀧川 照章	オッペン化粧品 (株)	代表取締役社長
理 事	堤 智章	エイボン・プロダクツ (株)	顧問
理 事	寺嶋 充	(一社) 日本クレジット協会	常務理事
理 事	中村 治嵩	中村法律事務所	弁護士
理 事	平山 修	(株) シャルレ	取締役
理 事	前田 義則	訪販化粧品工業協会	常務理事
理 事	万場 徹	(公社) 日本通信販売協会	専務理事
理 事	水島 忍	(一社) 日本ホームヘルス機器協会	専務理事
理 事	湯原 孝志	(一社) 日本縫製機械工業会	専務理事
監 事	中山 聖仁	(株) アイビー化粧品	常務取締役経理部長兼経営管理部長
監 事	宗政 誠	(株) アサンテ	代表取締役社長

以上26名 (理事24名、監事2名)

4. 各委員会委員名簿

総務委員会

平成30年3月31日
(敬称略・順不同)

委員長	高村 峰成	○	(株)シャルレ
副委員長	河本 秀樹	○	(株)ポーラ
副委員長	新帯 勝弘	○	日本メナード化粧品(株)
委員	阿部 明博	○	フランスベッド販売(株)
〃	上野 良一	○	蛇の目ミシン工業(株)
〃	川崎 和代		(株)ノエビア
〃	新城 博康		(株)シーボン
〃	田頭 一浩	○	三基商事(株)
〃	野沢 徹	○	(株)丸八真綿販売
〃	古谷 英里子	○	日本アムウェイ(同)
〃	松尾 国広		オープン化粧品(株)
〃	村山 弘之		(株)KTCホールディングス
〃	山田 美香	○	ニュースキンジャパン(株)
	以上13名		

※○印は常任委員

広報委員会

平成30年3月31日
(敬称略・順不同)

委員長	水口 英司		(株)ポーラ
副委員長	岡本 晃一		三基商事(株)
委員	小宮 洋子		(株)アイスター商事
〃	斉藤 秀樹		蛇の目ミシン工業(株)
〃	新帯 勝弘		日本メナード化粧品(株)
〃	高村 峰成		(株)シャルレ
〃	西岡 佳代		(株)アイビー化粧品
〃	吉田 友則		(株)エイジアクリエイト
	以上8名		

消費者問題委員会

平成30年3月31日
(敬称略・順不同)

委員長	川崎 和代		(株)ノエビア
副委員長	村上 智浩		(株)NIKKEN
委員	清川 達巳		(株)KTCホールディングス
〃	平 泰章		(株)ポーラ
〃	田中 真理子		アルソア本社(株)

〃 土橋 幹樹 (株)シャンデール
〃 野沢 徹 (株)丸八真綿販売
〃 前田 美智子 (株)CPコスメティクス
〃 宮内 征 (株)アサンテ
〃 山口 宏喜 ハッピーファミリー(株)
〃 吉田 友則 (株)エイジアクリエイト
以上11名

倫理管理委員会

平成30年3月31日
(敬称略・五十音順)

委員 阿部 明博 フランスベッド販売(株)
〃 新帯 勝弘 日本メナード化粧品(株)
〃 平 泰章 (株)ポーラ
以上3名

倫理審査委員会

平成30年3月31日
(敬称略・順不同)

委員長 田口 義明 名古屋経済大学 特別教授・消費者問題研究所長
副委員長 高芝 利仁 高芝法律事務所 弁護士
委員 清水 鳩子 主婦連合会 参与
〃 中村 治嵩 中村法律事務所 弁護士
〃 松岡 萬里野 (一財)日本消費者協会 理事長
以上5名

消費者救済に係る審査委員会

平成30年3月31日
(敬称略・五十音順)

委員 有山 雅子 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・相談室長
〃 田口 義明 名古屋経済大学 特別教授・消費者問題研究所長
〃 増田 悦子 (公社)全国消費生活相談員協会 理事長
〃 松岡 萬里野 (一財)日本消費協会 理事長
〃 村 千鶴子 東京経済大学現代法学部 教授・弁護士
以上5名

5. 会員名簿

平成30年3月31日

正会員113社

- (株)アイジェクス (浄水器)
(株)アイスター商事 (化粧品)
アイドゥー(株) (学習教材)
アイトップス(株) (学習教材)
アイビーイー・テクノ(株) (浄水器等)
(株)アイビー化粧品 (化粧品)
朝日ソーラー(株) (ソーラーシステム)
(株)アサンテ (害虫駆除)
アルソア本社(株) (化粧品)
E L J ソーラーコーポレーション
(ソーラーシステム)
(株)ウイング (健康食品)
(株)ヴェラーノ (浄水器等)
ウエルネス研究所 (株) (健康食品)
(株)ウエルネスプラザ (健康食品)
(株)エイジアクリエイト (学習教材)
(株)栄 美 (健康食品)
エイボン・プロダクツ(株) (化粧品)
(株)エコプライム (住宅設備品)
(株)エックスワン (化粧品)
(株)エバース (浄水器等)
オッペン化粧品(株) (化粧品)
カイアニージャパン (株) (健康食品)
教育図書センター(株) (学習教材)
(株)京セラ (ソーラーシステム)
グランドウエア(株) (ソーラーシステム)
(株)K T C ホールディングス (学習教材)
(株)高陽社 (健康食品)
(株)サニックス (住宅リフォーム)
(株)サミットインターナショナル(下着)
サンクスアイ (株) (健康食品)
(株)サンコー (健康食品)
サンテクレアール(株) (健康食品)
サンライダー・ジャパン・インク(株)
(健康食品)
三和(株) (24時間風呂)
(株)サンワハウス (ソーラーシステム)
CKCコミュニケーションズ(株) (学習教材)
(株)C P コスメティクス (化粧品)
(株)シーボン (化粧品)
(株)ジェノバ (下着)
Synergy WorldWide Japan(同)
(健康食品)
- シナリー(株) (化粧品)
シャイン(株) (健康食品)
蛇の目ミシン工業(株)
(ミシン・24時間風呂)
(株)ジャパンヘルスサミット (健康食品)
(株)シャルレ (下着)
(株)シャンソン化粧品 (化粧品)
(株)シャンデール (下着)
ジュビラン(株) (化粧品)
新生ホームサービス(株) (住宅リフォーム)
SHIN-NIKKEN(株)
(住宅リフォーム)
新日本ハウス(株) (住宅リフォーム)
スターモア化粧品(株) (化粧品)
(株)住居時間 (住宅リフォーム)
(株)セブテムプロダクツ (化粧品)
(株)総合出版 (学習教材)
ソーマ化粧品(株) (化粧品)
タイセイ(株) (浄水器等)
(株)ダスキン (清掃用具)
(株)タップカンパニー (学習教材)
(株)T I E N S J A P A N (健康食品)
(株)ティプロス (学習教材)
(株)ティルウインド (学習教材)
(株)ナガセビューティケア (化粧品)
(株)ナミス (健康食品)
(株)ナリス化粧品 (化粧品)
(株)N I K K E N (健康機器)
(株)日健総本社 (健康食品)
日本アムウェイ(同) (化粧品)
日本eリモデル(株) (住宅リフォーム)
(株)日本エコでんき (ソーラーシステム)
日本学校図書(株) (学習教材)
日本シャクリー(株) (健康食品)
(株)日本直販総本社 (寝具)
日本ビーエフ(株) (健康食品)
(株)日本ベスト (美容器具)
日本メナード化粧品(株) (化粧品)
ニュースキンジャパン(株)
(健康食品・化粧品)
(株)ニューポート (その他商品)
(株)ネオライフインターナショナル (健康食品)
ネッフル(株) (下着)
(株)ノエビア (化粧品)

ハーバライフ・オブ・ジャパン(株)
(健康食品)
(株)ハッチーニ丸八(寝具)
ハッピーファミリー(株)(健康食品)
(株)はなまるリビング(寝具)
(株)PM-Japan(健康食品)
(株)ピュアーライフ(健康食品)
扶洋薬品(株)(美容器具)
フランスベッド販売(株)(寝具)
(株)プレスコーポレーション
(住宅リフォーム)
(株)ベルセレージュ(化粧品)
豊凜化粧品(株)(化粧品)
(株)ポーラ(化粧品)
(株)マスタークライアント(学習教材)
(株)マスターマインズ(学習教材)
マナテックジャパン(同)(健康食品)
(株)マナビス化粧品(化粧品)
マルコ(株)(下着)
(株)丸八ダイレクト(寝具)
(株)まるはちハピネス(寝具)
(株)丸八プロダクト(寝具)
(株)丸八真綿販売(寝具)
三基商事(株)(健康食品)
(株)みらい住宅開発紀行(住宅リフォーム)
ミングルプロダクツ(株)(化粧品)
(株)メノガイア(住宅リフォーム)
モデーアジャパン(同)(健康食品)
(株)ヤマノホールディングス(宝石・貴金属)
ユサナ・ヘルス・サイエンス(同)(健康食品)
(株)リンツコーポレーション
(住宅リフォーム)
(株)ルーニーコーポレーション(オール電化)
(株)ル・シェール(健康食品)
ワールド・ファミリー(株)(学習教材)

賛助会員(企業) 19社

(株)アプラス(信販)
伊藤超短波(株)(製造業)
(株)SPサービス(信販)
(株)エフアンドエム(サービス)
(株)オリエントコーポレーション(信販)
(株)京都西川(製造業)
(株)クローバー・ネットワーク・コム
(情報処理)
CKCネットワーク(株)(学習教材)
(株)ジャックス(信販)
スワロスキージャパン(株)(アクセサリ)
(株)セディナ(信販)
(株)ダブルラック(信販)
(株)日本ネットワークシステムズ(情報処理)
(株)日本プラム(信販)
ネクストエナジー・アンドリソース(株)
(太陽光発電製造卸業)
(株)白寿生科学研究所(製造業)
フマキラー・トータルシステム(薬剤)
プレミアファイナンシャルサービス(株)
(信販)
YKC・システムコンサルティング(株)
(情報処理)

賛助会員(団体) 8団体

家庭訪販振興協会
健康関連取引適正事業団
(一社)全国直販流通協会
(一社)日本クレジット協会
(公社)日本新聞販売協会
(一社)日本ホームヘルス機器協会
(一社)日本縫製機械工業会
訪販化粧品工業協会

平成29年度事業報告には、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第28条第2項に規定する附属明細書は「事業活動の状況の概要のうち重要なもの」が存在しないので、作成していない。

平成30年6月20日

公益社団法人日本訪問販売協会